

■洪水浸水想定区域指定の概要

水防法に基づき国土交通大臣または都道府県知事が洪水浸水想定区域を指定することにより、以下が義務化となる

- 市町村による避難体制の構築（ハザードマップの作成・配布、地域防災計画への洪水に関する情報の伝達方法や要配慮者利用施設の名称・所在地等の記載など）
- 不動産取引時における洪水リスクの説明

■水防法改正の背景と概要

近年、これまで水防法に基づき洪水浸水想定区域を指定することとされていた河川以外の、水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。円滑かつ迅速な避難等のための適切な洪水浸水リスク情報の提供が全国的な課題となっている。

このような背景から令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が追加された。

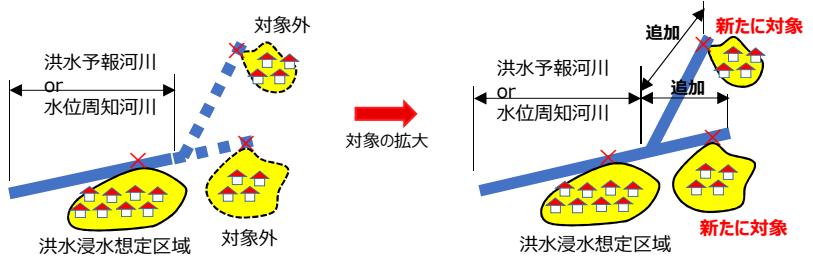
（従来の対象河川）

- 洪水予報河川
- 水位周知河川



（法改正による対象河川の追加）

- 防御対象※1があり、水位等の情報※2が入手可能な河川
- 特定都市河川



※1 住宅、要配慮者利用施設、避難者が居住・滞在する建築物、避難施設、避難路、その他避難に供する施設
※2 河川管理者が取得する水位情報のほか、気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報（キクル）

■大阪府のこれまでの取組

- 平成17年度～ [水防法に基づく取組]
 - ・洪水予報、水位周知河川<39河川>の浸水想定区域の公表・指定（1/100）
- 平成22～24年度 [府管理河川のリスク周知]…リスク情報空白地帯は解消
 - ・全154河川の洪水リスク表示図を公表（1/10、1/30、1/100、1/200）
- 平成27年度 [水防法改正に伴う想定最大規模リスクの追加]
 - ～令和3年度 [水防法改正に伴う区域指定対象河川の拡大]
 - ・全154河川の浸水想定区域図の作成（1/100、L2）及び洪水リスク表示図の更新（1/10、1/30、1/100、L2）
 - ・洪水予報、水位周知河川<39河川>及びその他河川<6河川>について浸水想定区域の指定（1/100、L2）

■大阪府の方針

【基本方針】

令和6年度出水期を目途に、全ての府管理河川を対象として洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。
(國の方針は令和7年度までに指定完了)

【区域指定の進め方】

●指定範囲の設定

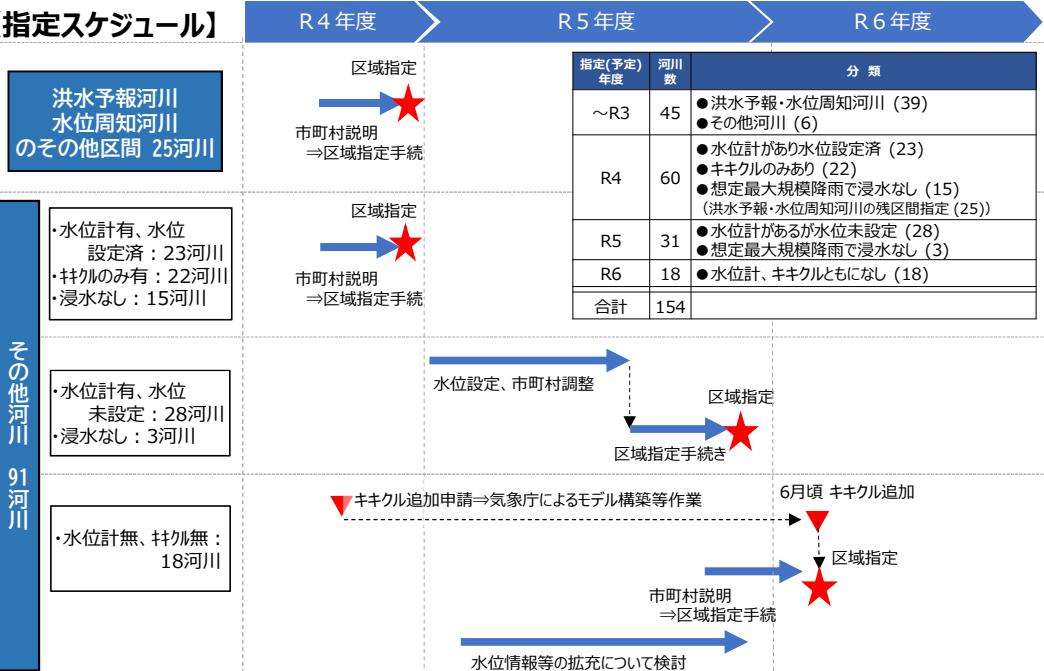
- ・浸水想定と防御対象を重ね合わせた上で、リスク情報空白域が発生しないよう、人家や道路等の避難時に使用する施設が含まれる範囲を漏れなく設定

○水位情報等の取得の準備

- ・水位計があるが水位が未設定（28河川）⇒避難情報のトリガーとなる水位の設定
- ・水位等の情報がない河川（18河川）⇒キクルの対象河川拡大（気象台と調整し、令和6年6月頃に拡大予定）

●準備の整った河川から洪水浸水想定区域の指定

【指定スケジュール】



【リスク周知】

- 市町村が作成するハザードマップによる住民等への周知 «避難»
- 宅地建物取引業者、各市町村農業委員会、開発許認可部局への周知 «土地利用»
- 府HP、国HP（かさねるハザードマップ、浸水ナビ）における公表や、流域治水の取組（タイムライン、要配慮者利用施設の避難確保計画作成）等のあらゆる機会を捉えて洪水リスクを周知